

ブライト友の会へご入会いただくと、ご購入されたブライト取扱いの二輪車に対する盗難補償が付帯されます。

## 1 ブライト友の会の主な特典

- ①ご購入された二輪車(新車)に対する盗難補償
- ②ご購入二輪販売店を通じてのサービス情報、ニューモデル情報等の提供

## 2 補償内容

- (1) ブライト友の会の会員の皆様ご購入し加入申込された二輪車(入会申込書に記載された二輪車)に次のような事故が発生した場合に、補償の対象となります。
  - ①盗難にあい、盗難を警察に届け出てから、1か月を経過しても発見されなかった場合
  - ②盗難にあい、盗難を警察に届け出てから、1か月以内に発見されたが、全損(修理不能または修理に二輪車の標準小売価格以上の費用がかかる場合)となった場合
 補償は、自己負担額をお支払いいただくことにより、盗難にあった二輪車と同種同型の二輪車をカワサキ正規取扱店を通じて提供することで行ないます。なお、再登録にかかる納車費用および登録諸費用は加入者の負担となります。また、現金での補償はいたしません。

【自己負担額(千円単位に四捨五入し最低5,000円とします)】

事故にあった時期	自己負担額
補償開始後1年以内	本体価格(注)の10%
補償開始後1年を越え、2年以内(2年補償の場合)	本体価格(注)の20%
補償開始後2年を越え、3年以内(3年補償の場合)	本体価格(注)の30%

(注) 本体価格とは、標準装備品を含みオプション装備品は含まないメーカー希望小売価格より消費税を除いた金額です。

なお、盗難にあった二輪車と同種同型の二輪車が生産中止され、在庫がないなどの事情により、同種同型のものが提供できない場合には、加入者の免許証種類に応じた代替車種の提供とあります。この場合、代替車種の本体価格が盗難にあった二輪車の本体価格を超える部分は加入者の負担となります。逆に、代替車種の本体価格が盗難にあった二輪車の本体価格を下回る部分の返金はございません。

### (2) 対象とならない主な事項

- ・ 国外での盗難。・ 施錠しないで置いている間の盗難。「施錠している」状態とは次の全てのロックの施錠がなされている状態をいいます。①エンジンロック ②ハンドルロック ③U字型ロック、チェーンロック、ワイヤーロックなどのホイールロック、その他①～③と同等以上の機能を有する物)。
- ・ 部品のみ盗難。・ 盗難発生後60日以内に覚知することができなかった盗難。・ 加入者の故意または重大な過失によって生じた盗難。・ 加入者の親族・使用人・保険の対象またはその保管場所を警備する者、保険の対象の保管場所に宿泊または居住する者が行った、または加担した盗難。・ 地震(地震津波も含む) 噴火・津波・風災・水災・雪災・雹災の際における盗難。・ 火災・爆発・放射能汚染の際における盗難。

加入できる二輪車	加入できない二輪車
ブライトが取扱う輸入二輪車の新車(登録後2ヶ月以内の二輪車)	・ 左記以外の二輪車、中古車、競技用車両、輸入車 ・ この保険により提供された二輪車

※ブライトが取扱う輸入二輪車かどうかはご購入いただきました二輪販売店または(株)ブライトまでお問合わせ下さい。

※尚、ブライトの輸入の都合により、一部特定の車種については盗難補償のお引受けができない場合がありますので予めご了承下さい。

※この制度の対象は二輪車・原付本体(標準装備品を含む)とし、オプション(装備品)を除きます。購入後、譲渡または廃車した二輪車も除きます。

## 3 保険料

新車登録日から2ヶ月(郵便振替消印日)を経過したお申し込みはお引き受けできませんのでご注意ください。また、お申し込み後の補償期間の変更もできません。

本体価格(単位円、税抜き価格) 左金額以上、右金額未満	保 険 料		
	1年補償	2年補償	3年補償
600,000円 ~ 800,000円	18,900円	35,190円	51,030円
800,000円 ~ 1,000,000円	24,300円	46,170円	65,610円
1,000,000円 ~ 1,200,000円	29,700円	56,430円	80,190円
1,200,000円 ~ 1,400,000円	35,100円	66,690円	94,770円
1,400,000円 ~ 1,600,000円	40,500円	76,950円	109,350円
1,600,000円 ~ 1,800,000円	45,900円	87,210円	123,930円

※本体価格はブライトが定めた国内参考小売価格(定価)から消費税を除いた価格です。本体価格がおわかりにならない方は、お買い求めの二輪販売店もしくはブライト友の会事務局までお問い合わせ下さい。

## 4 ブライト友の会への入会方法

- ①ブライト取扱いのカワサキ輸入二輪車を購入した個人のユーザー様に入会資格が発生します。(注)法人のお客様にはご加入できません。
- ②ブライト友の会へ入会希望の場合はパンフレット同封の入会申込書へ記入例に従って必要事項を記入し、お近くの郵便局にて所定の会費のお支払い手続きをお取り下さい。

02 大阪		払 込 取 扱 票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号		金額		7:695:0	
0:09903		1:34340			
加入者名		料 金		備 考	
株式会社カワサキフューチャーコーポレーション 明石営業所 ブライト友の会 盗難補償制度係					
住所		TEL		(自宅) 078-123-4567	
〒650-0000 神戸市中央区1-1		(携帯)			
被保険者 氏名		ご購入販売店名		ブライトモーターズ	
神戸 一郎		TEL		078-765-4321	
★補償対象 車種		登録番号(プレートNo)		神戸 12-34	
ZZR1400		H23年 4月 1日		ZXT40C 012345	
車台番号		本体価格		地価期間	
L420,000		76,950			
会費(保険料)		日		印	
L420,000					
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)承認番号 大第30025号					
これより下部には何も記入しないでください。					

### ★重要・必ずお読みください★

この払込取扱票はブライト友の会盗難補償制度への正式な加入申込書となります。1か所でも記入漏れや記入誤りがあると受理できませんのでご了承下さい。その場合、加入証の作成ができない、または発送が遅れることがありますのでご了承下さい。

## 5 事故が起きた場合

- (1) 1. 警察へ盗難届を出して下さい。(その際に必ず受理番号をご確認下さい)
  2. ただちに(株)カワサキフューチャーコーポレーションへ、事故状況と盗難届の受理番号をご連絡下さい。
  3. 警察への届出後1ヶ月を経過し且つ、発見されていない場合、当該二輪車の盗難による廃車手続きをして下さい。
  4. 東京海上日動火災保険(株)より、必要書類(委任状・念書、事故状況報告書)をご送付致します。
  5. 必要事項をご記入ご捺印のうえ、盗難車のメインキー、スペアキー(ホイールロックに係るキーを含む)および廃車証明書、自賠責解約異動書類(写)と共に東京海上日動火災保険(株)へ必要書類をご返送下さい。
  6. ブライト指定口座(必要書類送付時にご連絡します。)へ、自己負担額をお振込み下さい。
  7. 購入されたブライト取扱い二輪販売店より代替車両の登録方法や受取方法、保証登録の方法についてご連絡をいたします。
  8. **ブライト取扱い二輪販売店より納車整備が完了した二輪車(登録済)をご提供いたします。(納車および登録諸費用は別途必要となります。)**
- (2) 盗難車が発見された場合  
直ちに警察および(株)カワサキフューチャーコーポレーションへご連絡下さい。この場合の取り扱いとは以下のとおりです。
    1. 警察へ届け出後1ヶ月を経過しますと盗難補償請求のお手続きをさせていただきますが、盗難補償として代替二輪車が引き渡される前に盗難車が発見された場合は、二輪車のご提供はできません。(補修修理費もお支払いできません)ただし、発見車両修理費が購入時の標準小売価格を上回ると引受保険会社が承認した場合には、全損とみなし上記(1)4~8により、原則として同種同型の二輪車をご提供致します。(盗難及び全損となった当該二輪車は、廃車手続きが必要となります)
    2. 盗難補償として二輪車が引渡された後に盗難車が発見された場合、その盗難車は制度運営のため当会が契約を結ぶ引受保険会社の所有となります。

## 6 ご注意

- 補償期間(保険期間)は加入依頼書消印日の翌日午前0時より消印日の翌年応当日午後4時までとなります。2年補償の場合は2年後の応当日午後4時、3年補償の場合は3年後の応当日午後4時までとなります。
- 加入者証のお届けは、加入月の約3ヶ月後となりますので、それまでは郵便振替の払込票兼受領証が補償制度の加入の証しとなります。尚、加入者証が届きましたら裏面に契約に関する重要事項の記載がありますので必ずご覧下さい。
- 補償期間中に車両の譲渡、廃車(買い替えの場合も含む)を行った場合はこの補償制度の対象外となり、失効します。(保険契約も失効します)。また、補償期間中に友の会会員を脱退されると補償できない場合があります。
- この補償制度により二輪車を受け取られた場合、補償は終了致します。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
  - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
  - ・他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
  - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ご加入後に住所等を変更した場合は、事前に下記「お問い合わせ先」(株)カワサキライフコーポレーションにご連絡下さい。
- 法人の加入はできません。車検証及び軽自動車届出済証等の使用者欄が法人の場合も加入できません。
- 新車登録日より2ヶ月を経過した場合(郵便振替消印日が登録日の2ヶ月後応当日を超える場合)は加入できません。
- 加入依頼書に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、代品の交付ができないことがありますので、ご注意下さい。
- 補償制度の運営にあたって東京海上日動火災保険(株)の盗難保険を利用しております。この盗難保険は(株)ブライトを保険契約者とし、加入依頼のあった二輪車購入者を被保険者とする盗難保険(自動二輪車等保管場所外危険担保特約条項、全損のみ担保特約条項二輪車施設中のみ担保特約条項付帯)契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は(株)ブライトが有します。
- このパンフレットは盗難保険の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)の担当営業店にお問い合わせ下さい。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、(株)ブライトがご加入者から委任を受けて取扱代理店とご締結のいたして有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」と言います。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返戻金等の80%(ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%)までが補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせ下さい。
- この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
  - <引受保険会社>幹事保険会社: 東京海上日動火災保険(引受割合80%)、非幹事保険会社: 損害保険ジャパン(引受割合20%)

### ■個人情報の取り扱いに関するご案内

弊社および東京海上グループ\*各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等を利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

\*「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

### 【お問い合わせ先】

・お申し込みの場合は

株式会社ブライト内  
ブライト友の会事務局

神戸市中央区栄町通2丁目2番2号  
TEL 078-326-6515

・万一事故が起きた場合は/その他補償に関するお問い合わせは

<取扱代理店>

(株)カワサキライフコーポレーション  
明石営業所  
明石市川崎町1-1  
TEL 078-922-0363

<幹事保険会社>

東京海上日動火災保険(株)  
担当課:神戸支店営業第二課  
神戸市中央区海岸通7丁目第2神港ビル  
TEL 078-333-7225

(10-T-10122)

# ブライト友の会(二輪車盗難補償付)入会申込書

2011.03